

審 査 基 準

平成 1 9 年 7 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 4 条
処 分 の 概 要：警備業の認定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 5 条第 1 項～第 3 項（認定手続及び認定証） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）
審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。 警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：4 0 日
申 請 先：主たる営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係(電話0952-24-1111 内3033) 主たる営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂